

知恵 知っとこ生活の知恵

暮らしのアドバイス No.110

ファイナンシャル 仲西 康至 (音江町在住)



うれしい話ではありませんが、離婚をすると「夫婦の年金は分割される」ことをご存知かと思います。この離婚時の年金分割制度がスタートから10年が過ぎたことで、その効果が検証されているようです。これまで、夫婦の話合いで決めていた離婚時の年金分割も、年金分割制度の利用者は、年々増えてきているようです。しかし、一方では、制度の内容を勘違いしている人も多いようです。

例えば、「夫の年金は全て分割される」と思っている妻もいますが、年金分割の対象は厚生年金・共済年金だけです。国民年金や企業年金は、分割の対象ではありません。もしも、自営業のご主人であれば、厚生年金部分がないため、分割される年金はないことになります。

離婚時の年金分割は浸透したのか



また、「夫の厚生年金の全てが分割される」と勘違いしているケースもあります。無条件で分割の対象となるのは、結婚後、さらに制度が施行された2008年4月以降のみです。また、離婚後に分割された年金は、すぐに受け取れません。もしも、30代で離婚をしたとしても、受け取れる年金は受給が始まる年齢になってからです。

ここまでは、夫の年金を妻に与えるように説明をしましたが、逆のケースもあります。あくまでも、年金分割は多い人から少ない人への差額を分けることにあります。

例えば、夫が自営業で妻が会社員であれば、妻が自分の年金を夫に分けることとなります。年金を分割することで、「離婚後の生活も安心」と、安易に考えていると、失敗をするかもしれません。なぜならば、専業主婦が

離婚後に年金分割を受けたとしても、その受取額の平均月額が8万円程度しかなく、決して十分な金額とはいえないからです。

年金は老後を支える収入の柱であり、離婚後の生活設計として重要なものです。しかし、過大な期待は禁物ということです。離婚をしないこと。それでも、万が一の時は、勘違いをしないように理解しておく必要があります。